解体工事に伴う上・下水道施設の取扱いについて





家を解体するなど、水道・下水道を廃止（撤去）する場合は届出が必要です。

給水装置、排水設備の変更を行う解体工事を行う場合は、町条例により給水装置、排水設備の町指定工事店による施工が定められています。

解体工事等により水道・下水道の廃止（撤去）を予定している場合は事前に上下水道課へご相談ください。

水道を廃止する場合、水道メーター器は町からの貸与品となりますので、町指定工事店を通して返却してください。

下水道の廃止の届出がないまま水道等を使用された場合、使用量に応じた下水道使用料が請求されます。

なお、廃止にかかる費用はお客様のご負担になります。



聖籠町下水道キャラクター
「おたまんぼ」

問い合わせ先　聖籠町上下水道課
TEL　0254-27-5141